

○新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業補助金交付要綱

令和3年6月30日

告示第123号

令和5年3月31日告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内の森林整備の促進を目的として、市内において新築する1戸建て木造専用住宅を建築又は購入する者及び既存住宅を増改築する者に対し、予算の範囲内において新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新見産材 市内に本社若しくは製材所を有する建材販売業者が供給した国産材製品、又は市内の法人あるいは市内に居住する個人が製材した国産材製品

(2) 1戸建て木造専用住宅 台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は次の条件を満たす住宅を建築、購入又は増改築する者とし、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者とする。

(1) 市内に自ら居住するために新築する1戸建て木造専用住宅（延べ床面積70平方メートル以上で建売住宅を含む。）又は主要構造部材及び内外装材等に新見産材を使用して増改築する住宅

(2) 使用する主要構造部材の材積のうち、新見産材の使用率が70パーセント以上であり、その内70パーセント以上が乾燥材であること。ただし、増改築する場合については、これを適用しない。

(3) 新見市内の建築業者（個人を含む。）が建築する住宅であること。

(補助対象となる木材の用途)

第4条 対象となる木材の用途は、主要構造部材（土台、柱、間柱、梁、桁、母屋、棟木）とする。ただし、増改築については、内外装材等も補助対象とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、新築の場合は1戸あたり50万円とし、増改築の場合は使用する新見産材1立方メートルあたり2万5,000円とする。ただし、増改築の場合は30万円を上限とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の認定申請)

第6条 申請者は、新築の場合については、棟上げの10日前までに、増改築の場合については、着工予定の10日前までに新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、建売住宅の場合は、販売する者において認定申請ができるものとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する確認済証の写し又は建築工事届の写し

(2) 住宅の平面図及び位置図。ただし、増改築については、新見産材使用箇所が分かるように色塗りした平面図

(3) 新見産材使用確約書(様式第2号)

(4) 納税等状況調査同意書

(認定予定通知)

第7条 市長は、事業の認定申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、現地調査を行い適当と認めるときは、速やかに、新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業認定予定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(完了報告書の提出)

第8条 事業の認定予定通知を受けた者(以下「認定予定者」という。)は、住宅完成後10日以内に、新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業完了報告書(様式第4号。以下「完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 完了報告書には、次に掲げる書類を添付する。

(1) 新見産材使用届出書(様式第5号)

(2) 対象となる新築住宅又は増改築部分の完成写真(内外観複数枚)

(3) 使用木材納品書(増改築の場合)

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定等)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、その内容を審査し、現地調査を行い適当と認めた場合は、新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業認定通知書(様式第6号)を認定予定者に通知するものとする。

(事業の認定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、認定予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(2) 事業の認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 3 年 6 月 3 0 日告示第 1 2 3 号）

この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日告示第 5 1 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。